

例会報告：2015年3月10日（晴れ） 第1881回 通常例会

会場：小田原卸センター内会議室
日時：2015年3月10日 12：30～13：30

❖ 会長挨拶



太田 忠 副会長

今日は3/10ということで月日の経つのが早く感じます。4年前の3/11、東北地方に大変な災害がありました。マグニチュード9.0、震度7という観測史上最大の地震。今では東日本大震災と呼んでいます。4年も経つと人々の心の中から遠のいていく、風化していくとい

うこともあるかもしれません。しかし死者行方不明者の数は18,483人、建物の全壊半壊は401,567戸、被害額は16兆～25兆円で、自然災害による経済損失額の史上1位です。亡くなった方の76%が50歳以上、水死が91%です。津波がなければ9割の方が助かったとい

うことで、津波の恐ろしさが分かります。小田原ではどんな地震の可能性があるのか？まず東海地震。津波の高さは1～2mで1時間以内に来ると言われています。次が南関東地震。津波は3～7m、5分以内に来るようです。三番目が国府津松田断層地震。津波は2～7m、これも5分以内。二つの地震の連動も考えられ、そうするととても高い津波が来ます。小田原地震と言われる神奈川県西部地震は関東大震災を引き起こした地震です。最近、津波の高さが修正され、最大11.9mくらいが来るのではないかとされています。西湘バイパスを越えてJR東海道線の辺りまでです。津波に対しての防潮扉が設置されていますが、誰がそれを閉めるのか決まっていなくてのこと。消防や小田原土木センターがやっても、4年前の震災の時は24人の消防士で閉めるのに1時間かかったそうです。行政主導できちんと決めて備えていただきたいと思います。

❖ 幹事報告



大川 久弥 幹事

1)地区からのお知らせですが、4月14日に茅ヶ崎で神奈川県ロータリアン親睦テニス会が開催されます。参加されたい方は3月31日までお申し出下さい。
2)今年の地区研修協議会は4月19日に横須賀で開催されます。詳細は次年度幹事の柳井さんからご案内があると思いますので、該当される方は宜しくお願い致します。

3) 小田原ロータリークラブさんから、2月20日に行われた創立60周年記念事業への支援協力のお礼状が届いております。

❖ 委員会報告

国際奉仕委員会・本多委員長

先週お話ししたモンゴル訪問の大筋が決まりました。費用は半額くらいになっていますが、宿泊やその他は含まれていません。内容はラフな状態ですが5/15出発は確定ですので、今月中に申し込みをお願いいたします。

米山記念奨学金委員会・阿久津委員長

米山奨学会から寄附のお願いです。本日からスタートして、来週、再来週と集金させていただきます。

40周年実行委員会・杉崎委員長

次年度も動き出しましたので、併せて40周年の方も始めたいと思います。準備理事会で40周年組織が承認されました。3/24に実行委員会を開催いたしますので関係各位の皆さまはご出席お願いいたします。

❖ 出席報告

中村 維孝 委員

出席報告	会員数	出席	M.U	出席率
3月10日	48(45)	35	1	80.00%
3月3日	48(44)	35	1	81.82%
2月24日	48(46)	39	1	86.96%

【欠席者】10名

菊池 義雄、石崎 孝、齋藤 永、小川 和夫、石内 正彦、杉本 博愛、木村 啓滋、守屋 善男、大野 英明、仲 徳子

【今回MU】1名

菊池 義雄 (2/27 足柄RC)

【前回MU】増加なし

【前々回MU】増加なし

❖ 卓話

「交通事故と企業に潜む落とし穴」



社会保険労務士 大谷 宏 会員

最近自転車に関する事故が非常に多くなっています。1/20の新聞にも「自転車通勤者に徹底させたい交通法順守とマナー」とありましたが、平成25年12/1に自転車関係の道路交通法が改正され、違反者への厳罰化が進みました。

事例1をご覧ください。これは「信号のある交差点で男性がペットボトルを片手にスピードを落とさず走行して交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の38歳の女性と接触した」事故です。女性は脳挫傷で3日後に死亡しました。民事判決で損害賠償6779万円となりました。刑事責任はまた別で、過失運転致死で送検されました。加害者が通勤中だったとしたら責任は雇用した会社に及びます。会社は自転車通勤のルールを警察や監督署に責められるでしょう。

事例2です。これはとても多いのですが「女子高校生が夜間ケータイ電話を操作しながら無灯火で前方歩行中の57歳女性看護師に後方から追突、女性看護師に重大な障害が残った」という事故です。損害賠償5000万円で、これは親が払うこととなります。全国で毎年何千件と発生している事故です。お子さんが自転車で通学している方はよく注意をさせなければなりません。

平成25年の改正は、1) 道路右側の路側帯走行禁止。今までは路側帯は通行可でしたが左側のみとなりました。一方通行の道を自転車が逆走して事故になったら完全に自転車の過失・犯罪になります。2) 自転車の違反で裁判上の有罪となれば前科がつく。ケータイや傘差し・ヘッドフォンなど、二人乗り、夜間の無灯火、酒気帯び運転は禁止です。酒気帯びは100万円以下の罰金となります。交差点は必ず降りて押さなくてはなりません。

自転車時事故の発生状況は、平成24年度は132,048件です。死傷者が131,762名、死亡は562名。出会いがしらの衝突が半数以上、右折左折時の衝突が1割ちょっとで、事故の相手は8割以上自動車です。車を買う時にはドライブレコーダーを付けましょう。事故直後は冷静になれないので、最低でも1時間は記録できるものが望ましいです。

自転車の加害事故の状況は半数以上、安全運転義務違反です。一時不停止が2割、信号無視が1割です。

加害事故による損害賠償額



は本当に大きくて、信号無視で歩行者と接触して被害者が死

高校生が交差点に無理に進入して自転車同士が衝突した事故では3138万円。これは保護者が払うこととなります。こういう事故が毎年何千件と起きています。他人事ではありません。

自転車は軽車両で安易な考え方は危険です。事故を起こせば企業の責任が問われます。自転車通勤の従業員が加害者となった場合、使用者責任で損害賠償が必要となってきます。民間保険を色々なところでやっていますので、通勤に使わせる場合は保険加入が大事です。会社に届け出をせず自転車通勤を行って公共交通機関の定期代を受領する人もいます。不当利得で詐欺罪にあたりますが、こういう人が事故を起こしても会社に責任が問われます。自転車通勤のルールをきちんと作るべきです。会社としては、安全運転の教育をする、駐輪場を確保する、民間保険に加入する、通勤距離は長くても5km、自転車の整備証明書を提出させる、などの対応が必要です。自転車での交通違反は、検挙されたり裁判で有罪になれば前科がつきます。場合によっては自動車より厳しく問われる可能性があります。免許制度がなく裁判上の犯罪となるからです。自転車通勤は会社の管理下でなされていることを本人に意識させてください。

本来は業務用車両を使用すべきだが車両数が不足気味で、一部労働者にガソリン代と手当を支給してマイカーを使用させる場合。これは盲点になります。自家用車で業務執行する上での事故はどうすればいいのでしょうか？当然運転していた人が払わなくてはならないのですが、金額が大きいとやはり会社に責任がきます。自家用車を使用することが多いなら、業務用保険に入ってください。普通の保険より少し高いだけです。万一の時に役立ちます。

休日中に使用した労働者の事故について。会社とは関係ない。しかし会社の運行供用者責任を認めた判例があります。マイカーの業務使用を黙認していた状況での通勤途上での事故について最高裁は会社の運行供用者責任を認め、会社に対して2000万円の賠償を命じています。軽い気持ちでマイカー使用を認めると大変なことになる可能性があります。盗まれた車で事故を起こされても持ち主に賠償責任がきます。充分な対応が必要です。『労働者が不注意で事故を起こし、その時は口頭で注意するに止めたが、同様の事故をまた起こした。けん責処分と賠償させることは可能か？』これも最高裁で賠償させられるのは損害額の4分の1までと判断されました。公金の使い込みや故意の不法行為などは全額請求できますが、事故では難しいようです。

交通事故の時効は5年で、示談か裁判か泣き寝入りかの3パターンしか解決方法がありません。示談は最終的な合意なので簡単に認めてはいけません。労働基準監督署と相談する、バイク・自転車は任意保険に加入させる、自転車は要注意であることを認識する、これらを頭に入れてきちんとした規定を作ることをお勧めします。

